

東京大学法科大学院同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東京大学法科大学院同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の本部事務所は、東京大学大学院法学政治学研究科内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（以下「東京大学法科大学院」という。）に在学していた者その他東京大学法科大学院関係者相互の交流を図り、親睦を深めるとともに、東京大学法科大学院の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 同窓会の開催その他会員相互の交流を図るための活動
- 二 東京大学法科大学院の活動への支援及び協力
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員及び特別会員（以下総称して「会員」という。）により構成される。

- 2 正会員は、東京大学法科大学院に在学していた者とする。
- 3 特別会員は、次の各号に定める者とする。但し、前項に該当する者を除く。
 - 一 東京大学法科大学院において講義を担当した者
 - 二 その他東京大学法科大学院に関係のある者で理事会が認めた者

(期及びクラス)

第6条 正会員は、理事会の定めに従い、期及びクラスに属する。

第4章 役員

(役員の構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 5名以内
- 三 会計 3名以内
- 四 代表理事 各期につき1名
- 五 理事 各クラスにつき1名

2 本会に次の役員を置くことができる。

理事補佐 各クラスにつき5名以内

(役員の選任)

第8条 理事は、各クラスの会員の中から互選その他適切な方法によりこれを選任する。

- 2 会長は、理事会の決議により理事の中からこれを選任する。
- 3 会長は、理事及び理事補佐の中から副会長及び会計を選任する。
- 4 代表理事は、各期に属する理事の中から互選によりこれを選任する。
- 5 理事は、各クラスの会員の中から理事補佐を選任することができる。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 代表理事は、各期を代表し、各期に属する理事に対する連絡等を行う。
- 5 理事は、各クラスを代表し、各クラスに属する正会員に対する連絡等を行う。
- 6 理事補佐は、理事の職務を補佐する。

(任期)

第10条 役員の任期は、選任から2年経過する日の属する国立大学法人東京大学の事業年度の開始日以降開かれた最初の会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 第7条各号に定める役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行うものとする。

第5章 機関

(機関)

第11条 本会の機関は、下記のとおりとする。

- 一 会員総会
- 二 理事会
- 三 代表理事会

(会員総会)

第12条 会員総会は、全正会員により構成される。

- 2 会員総会は、会長が招集し、その議長を務める。
- 3 正会員は、会長に対して、会員総会を開催することの必要性を疎明して、会員総会を招集するよう求めることができる。
- 4 前項の要求があるときは、会長は、理事会の決定に基づき、会員総会を招集しなければならない。
- 5 会員総会の議事は、出席した正会員の過半数の賛成によって決する。
- 6 議長は、特別会員が会員総会に出席することを認めることができる。

(会員総会の決議事項)

第13条 会員総会は、本規約に定める事項のほか、会員総会の審議を要するとして理事会が決議した事項について議決する。

(代表理事会)

第14条 代表理事会は、全代表理事によって構成される。

- 2 代表理事会は、会長又は副会長が招集し、招集者がその議長を務める。
- 3 やむを得ない事由のため、代表理事会に出席できない代表理事は、当該代表理事と同一の期に属する理事1名を代理人とすることができる。
- 4 代表理事会の議事は、出席した代表理事及び代理人の過半数の賛成によって決する。
- 5 議長は、代表理事会に必要と認める会員及び特別会員に対して、代表理事会に参加するよう求めることができる。

(代表理事会の決議事項)

第15条 代表理事会は、本規約に定める事項のほか、理事会から委任された事項について議決する。

(理事会)

- 第 16 条 理事会は、全理事及び全理事補佐によって構成される。
- 2 理事会は、会長又は副会長が招集し、招集者がその議長を務める。
 - 3 理事会の議事は、クラスごとに議決権を行使し、出席したクラスの過半数の賛成によって決する。

(理事会の決議事項)

- 第 17 条 理事会は、本規約に定める事項のほか、本会の業務の執行に関する事項について議決する。
- 2 理事会は、本会の重要な業務の執行に関する事項の議決について、代表理事会その他の機関に委任することができない。

第 6 章 諮問機関

(顧問)

- 第 18 条 本会は、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の発展のため、本会の会務に関して助言する。

第 7 章 支部

(支部)

- 第 19 条 本会は、理事会の決議により支部を置くことができる。

第 8 章 規約の変更

(規約の変更)

- 第 20 条 規約の変更は、理事会において、出席したクラスの 3 分の 2 以上の賛成によつて決する。但し、理事会において、当該変更につき会員総会の決議を要するとの決議がなされた場合は、会員総会において決議をなすこととする。

第 9 章 会計

(資産)

- 第 21 条 本会の資産及び経費は、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 27 日から施行する。会則を改正する場合には、別途定める

場合を除き、改正後直ちにその効力が生じるものとする。

平成 23 年 6 月 25 日改正

平成 25 年 6 月 28 日改正

平成 26 年 7 月 12 日改正